

定 款

一般社団法人 日本熱電学会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本熱電学会（英文名 The Thermoelectrics Society of Japan、略称「TSJ」）と称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

(目的と事業)

第3条 当法人は、熱電工学、熱電科学、及び熱電技術の発展と普及を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 熱電工学、熱電科学、及び熱電技術の発展に関する事業
- (2) 熱電工学、熱電科学、及び熱電技術の普及と啓発に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事、及び評議員会を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員の種別は、次の正会員、学生会員、助成会員、購読会員、名誉会員とする。

- (1) 正会員は、この学会の目的に賛同して入会した個人とする。
- (2) 学生会員は、当法人の目的に賛同して入会した大学院、大学、又は高等専門学校に在籍する学生とする。
- (3) 助成会員は、維持会員と賛助会員とする。維持会員とは、当法人の事業や活動を維持し、支援する法人、代表者のある団体、又は個人とする。賛助会員とは、当法人の事業や活動を賛助する法人、代表者のある団体、又は個人とする。
- (4) 購読会員は、会誌のみを購読する会員で、公的な図書館を対象とする。
- (5) 名誉会員は、理事会の決議を持って推薦された者とする。名誉会員は、熱電工学、熱電科学、熱電技術、及びそれらの応用の研究面で特に著しい業績をあげた者、または当法人の事業、活動に積極的に参加し、当法人の運営のために特に著しい貢献

をした者とする。

(6) 名誉会員は、正会員と同等の権利を有するものとする。

2 前項の会員のうち正会員と助成会員をもって一般社団法人、及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、本定款を遵守することに同意の上、理事会が別に定める入会申込の書面又は電磁的記録を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

第8条 当法人の会員は、社員総会に於いて別に定める入会金、及び年会費を納付しなければならない。

2 名誉会員および顧問は、会費を納めることを要しない。

3 入会金、及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会に於いて別に定める退会届の書面又は電磁的記録を会長に提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款、又は当法人のその他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 当該会員が死亡、若しくは解散したとき

(2) 学生会員が、学生会員の条件を喪失したとき

(3) 年会費の納入が3年以上継続してなされなかったとき

(4) 全ての社員が同意したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員および助成会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会、及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、社員をもって組織する。

2 社員総会における議決権は、社員、何れも1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費、及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任、及び解任
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 定款の変更
- (6) 長期借入金、並びに重要な財産の処分、及び譲受け
- (7) 解散
- (8) 合併、並びに事業の全部、及び事業の重要な一部の譲渡
- (9) 理事会に於いて社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項、及びこの定款に定める事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集し、会長に事故があるときは、他の代表理事が招集し、代表理事が欠けているときは、あらかじめ理事会で定めた順序により定められた理事が招集する。ただし、全ての社員の同意がある場合には、書面、又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 前項のほか、社員の総数の10分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 通常総会、臨時総会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時、及び場所を記載した書面、又は電磁的方法をもって通知する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長とする。会長に事故等による支障があるときは、他の代表理事とし、代表理事が欠けているときは、あらかじめ理事会で定めた順序により

他の理事がこれにあたる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令、又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員の総数の過半数が出席し、出席した社員の総議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員の総数の過半数が出席し、社員の総議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員および助成会員は、他の社員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合に於いては、書面、又は電磁的な手法により代理権を証明する書類を提出しなければならない。

(会員への通知)

第21条 総会の議事の要領及び決議した事項は、社員に書面、又は電磁的な手法により通知する。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事の中から選ばれた2名の理事は、前項の議事録に署名、又は記名押印する。

(規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令、又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員を設置)

第24条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上21名以下
- (2) 監事 2名以上3名以下
- (3) 代表理事1名以上

- 2 前項の他、代表理事を補佐する業務執行理事（以下、「業務執行理事」とする。）10名以内を置くことができる。

（選任等）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議により、理事の内から1名以上を選定する。
- 3 代表理事が、2名以上存するときは、理事会の決議により、代表理事の内、会長1名を選定するものとし、副会長3名以内を選定することができるものとする。
- 4 代表理事を1名のみ選定した場合は、当該代表理事は、会長に選定されたものとみなす。
- 5 業務執行理事は、理事会の決議により、選定することができる。

（代表理事及び業務執行理事の職務と権限）

第26条 当法人の代表理事は、当法人を代表し、業務を統括する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長が、法令で定める代表理事としての業務執行の他、会長の業務執行を代行する。
- 3 代表理事が欠けたときは、後任の代表理事が選定されるまであらかじめ理事会で定めた順番によりその業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会に於いて別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

（監事の職務と権限）

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、及び社員総会に報告する。
- 4 前項の報告をするため、必要があるときは、理事会の招集を会長に勧告する。

（役員任期）

第28条 理事及び監事（以下「役員」とする。）の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は在任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（解任）

第29条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員の総数の過半数が出席し、社員の総議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行わなければならない。

(役員等の報酬)

第30条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(役員 of 当法人に対する損害賠償責任の免除)

第31条 当法人は、役員 of 法人法第111条第1項 of 賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項 of 定めにより、理事会 of 決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第32条 当法人に、若干名 of 顧問を置くことができる。

2 顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用 of 支払をすることができる。

第33条 顧問は、会長 of 諮問に応え、会長に対し、意見を述べるることができる。

(評議員)

第34条 当法人には、20名以上40名以下 of 評議員を置く。

2 評議員は、別に理事会が定める規則により、社員より選任され、総会において承認されることを要する。

3 評議員 of 任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 評議員は、顧問、監事、理事を兼ねることはできない。

5 評議員は、評議員会を構成する。

6 評議員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用 of 支払をすることができる。

第35条 評議員は、理事会 of 諮問に応じ、理事会に意見を具申する。

(顧問会、および評議員会 of 招集等)

第36条 顧問会、及び評議員会は、毎年少なくとも1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は評議員現在数 of 4分の1以上から評議員会 of 招集 of 請求がなされたときは、会長は、臨時評議員会を招集しなければならない。

2 顧問会および、評議員会、臨時評議員会 of 議長は、会長とする。

第5章 理事会

(構成)

第37条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会 of 日時、及び場所並びに議事に付すべき事項 of 決定

- (2) 規則の制定、変更、及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長、副会長、業務執行理事の選任、及び解任
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分、及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任、及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令、及び定款に適合することを確保するための体制
その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第31条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に4回以上開催する。

3 次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会を開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたとき。
- (3) 前号のその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、会長が招集し、会長に事故があるときは、他の代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号、又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第41条 理事会、臨時理事会の議長は会長とする。会長に事故があるときは他の代表理事

とする。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第44条 理事、監事が理事、及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した理事の中から選ばれた1名の理事、及び監事は、これに署名、若しくは署名押印の上、これを保存する。

(規則)

第46条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第47条 当法人は、会員、又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第48条 基金の募集、割当て、及び払込み等の手続については、理事会、及び社員総会の決議により定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第49条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第50条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第51条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第52条 第3条の事業を行うため本法人は、理事会、及び社員総会において別に定める基本財産を設ける。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会、及び社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第53条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第54条 当法人の事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 会長又は他の代表理事は、前項の承認を得た後、最初に開かれる社員総会においてこれを報告しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所、及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 当法人の事業報告、及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経た後、最初に開かれる定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表、及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

- 2 前項第4号、第5号、及び第6号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所、及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告書
- (2) 会計監査報告書

(3)理事及び監事の名簿

(4)運営組織、及び事業活動の状況の概要、及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第56条 この定款は、社員総会において、社員の総数の半数以上であつて、社員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第57条 当法人は、理事現在数の3分の2以上の決議、及び社員総会に於いて社員の総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第58条 当法人の清算に伴う残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第59条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 委員会

(委員会)

第60条 当法人は、第3条の事業を円滑に遂行するために、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、会員、及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の委員の任務、構成、及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第61条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名を置き、若干名の職員（臨時職員を含む）を置くことができる。

3 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、理事会決議により別に定める。

第11章 情報公開および個人情報の保護ならびに公告の方法

(情報公開)

第62条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務

資料を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(委任)

第64条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(特別の利益の禁止)

第65条 当法人は、当法人に財産の贈与、若しくは遺贈をする者、当法人の役員、若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員を選任、その他財産の運用、及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(令和8年4月1日 改定)